

## 宮代町手話言語条例（たたき台）

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話を必要とする人は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが容易にできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。

これを受け、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人も全ての町民が理解し合い、ともに支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる町を目指し、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務、町民の役割及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に施策を推進し、もってともに支え合う地域社会を実現することを目的とします。

## （基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、町民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とします。

## （町の責務）

第3条 町は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、手話を必要とする人があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとします。

## （町民の役割）

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に協力するよう努めるものとします。

## （事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

## （施策の策定及び推進）

第6条 町は、次の各号に掲げる手話に関する施策を策定し、これを総合的かつ

計画的に推進するものとします。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること
- (2) 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること
- (3) 手話を使いやすくする環境の整備に関すること
- (4) 手話による意思疎通の支援に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、手話を必要とする人その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとします。

(財政措置)

第7条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行します。